

# 学校と地域の連携をすすめるために 栃木県における社会教育主事有資格者の活用と「地域連携教員」

若園雄志郎<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup>宇都宮大学 地域デザイン科学部（〒321-8585 栃木県宇都宮市陽東7-1-2）

## 要旨

ここ数年、学校と地域の連携や協働が改めて注目され、いくつもの施策や条件整備が進んできている。そこで、地域における自由な教育・学習活動を支えてきた社会教育主事（有資格者を含む）の役割を確認し、学校と地域の連携における活用について栃木県の事例から考察する。今後も引き続き学校や行政の各施策において具体的な役割分担や職務としてそれが発揮できるような環境を整えていくことが必要とされているといえる。

## キーワード

協働、コーディネーター、コミュニティ・スクール、社会教育主事（社会教育士）、地域連携教員

### 1. はじめに

学校と地域の連携をめぐっては、近年、社会教育の立場から多くの施策が打ち出されてきている。社会教育法が2008（平成20）年に改正された際に、第9条第2項として「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」との条文が追加された。これは同法第3条第3項に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める」との文言が追加されたこと、また教育基本法第13条の「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」と併せ、「社会教育行政、とりわけ社会教育主事が直接的な責務を負うことが予定されている」「これまで社会教育主事の主たる対象であった社会教育施設、社会教育関係団体に「学校」が追加され、社会教育が行われる場として学校が認識されたことを意味する」<sup>1)</sup>と見ることができる。このことは別の角度から考えれば、大学の養成課程や社会教育主事講習で社会教育主事有資格者となった者が社会教育主事としての発令を受け、活躍する場を増やしていくことが課題となっていたともいえる。

2017（平成29）年には学校と地域の連携に関する法律や施策の整備が行われた。同年に公示された小学校および中学校学習指導要領では、「それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく」といった「社会に開かれた教育課程」の実現が求められた。このことにより、例えば総合的な学習の時間において、児童・生徒が実社会・実生活の中から主体的に課題を見付け、その解決

に向けて学びを深めることなどが重視された<sup>2)</sup>。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正にあたっては、第47条の5で「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」とされ、いわゆるコミュニティ・スクールの導入が努力義務化され、「地域とともにある学校づくり」が推進されてきている。他方、社会教育法も改正され、第5条第2項で教育委員会の職務として、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う「地域学校協働活動」の機会を提供する事業の実施のために、地域住民等と学校との連携協力体制の整備・地域学校協働活動に関する普及啓発・その他の必要な措置を講ずる、とされた。この「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置」と「地域学校協働活動」が近年における学校と地域の連携を示す重要な取り組みとして位置づけられている<sup>3)</sup>。

このように学校と地域が連携し、協働していくことが改めて注目され、またいくつもの施策や条件整備が進んできているといえる。地域における教育の専門家としては社会教育主事を挙げができるが、具体的にどのような存在であるのかについては十分に認知されているとは言い難いだろう。そのため、地域における自由な教育・学習活動を支えてきた有資格者<sup>4)</sup>を含む社会教育主事の役割を今一度確認し、その資質や力量を発揮できるような環境を整えていくことが望まれているのである。本稿では社会教育主事の資質・力量について再確認した上で、その学校と地域の連携にあたっての有資格者活用について栃木県の「地域連携教員」を事例として述べていきたい。

## 2. 「コーディネーターのコーディネーター」としての社会教育主事

社会教育主事とは、現行の社会教育法第9条の3で「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない」「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」とされ、教育公務員特例法により専門的教育職員として位置づけられている。しかしながら学校における教員と違い、どのような役割があるのかについての一般的な認知度はあまり高くないだろう。求められている役割としては、人々の自発的な学習活動を援助し「学びのオーガナイザー」としての中心的な役割を担っていくこと、社会教育行政だけではなく地域における多様な主体の地域課題解決の取り組みにおいても、コーディネート能力やファシリテート能力等を發揮し、その取り組み全体を牽引していくこと<sup>5)</sup>が挙げられる。

また、日本社会教育学会社会教育・生涯学習関連職員問題特別委員会が2009（平成21）年に行った提言の中では、1) 社会教育委員が立案した社会教育に関する諸計画の推進者、2) 社会教育関係職員等がコーディネートする地域の社会教育実践を教育行政の立場（主として条件整備）からサポート、3) 社会教育関係職員等の力量形成を支えるシステム（研修、大学と連携した職員の力量形成など）の推進<sup>6)</sup>、が社会教育主事の従来からの実質的な役割として挙げられているが、これに加えて、学校・家庭・地域との連携の推進、住民と行政との協働の推進、職業能力開発行政との連携<sup>7)</sup>も期待される役割だとしていた。ここで注意すべきことは、学習活動の主体はあくまで地域住民であり、社会教育主事はその環境醸成やサポートが重要な役割であることが強調されていることだろう。社会教育法第17条では、社会教育に関する諸計画の立案は社会教育委員の職務として規定されているため、実質的に社会教育主事が社会教育計画における中心的役割を担っていたとしても、その策定はあくまで住民の代表である社会教育委員の任務である<sup>8)</sup>。

一方で期待される役割や対象がますます広がっていることから、社会教育主事の役割は教育だけではなく文化や福祉に関係する専門職や中間支援組織・NPO・ボランティアなどに対する「コーディネーターのコーディネーター」<sup>9)</sup>であるともいえるだろう。これは社会教育主事講習等規程が改正され、2020（令和2）年より新課程にて所

定の単位を修得した場合は「社会教育士」と呼称することができるようになったことと併せて捉えることも可能である。

「社会教育士」という称号付与は、社会教育主事講習および課程修了者が教育委員会以外でも活躍する場を広げていこうとするものであり、社会教育施設における活動だけではなく、環境・福祉・地域等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待されている<sup>10)</sup>。また、前述の「コーディネーターのコーディネーター」のように、教育委員会に置かれる社会教育主事を中心とした各部局間の連携体制の構築、あるいは、各社会教育士が持つノウハウや、住民のニーズや地域の課題等に関する情報の共有を図るため、行政内部のみならず、地域学校協働推進員、NPOや企業等、多様な場に社会教育士が存在し、相互の連携が図られることも重要だとされている<sup>11)</sup>。前述の通り最初の社会教育士が誕生するのは本稿執筆時である2020（令和2）年度であるため、今後の活躍や実践を丁寧に評価していく必要があるだろう。

## 3. 栃木県における有資格者活用の取り組み

### —地域連携教員

#### 1) 概要

栃木県では地域と学校との連携をすすめ、地域にひらかれた学校づくりを推進していくために、2014（平成26）年度より「地域連携教員」を校務分掌に位置づけ、県内に約600校ある全ての公立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校）に配置している。

地域連携教員に関しては、「地域連携教員の設置に関する指針」が示されており、その目的としては「各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開すること」とされている。

地域連携を主に担当する教員を学校に配置することは、新潟県・和歌山県・岡山県などでも取り組まれている。岡山県や仙台市<sup>12)</sup>など、栃木県同様に校務分掌として位置づける例も見られるが、栃木県の取り組みが特徴的であるのは、社会教育主事資格との関連性である。地域連携教員と指名されるのは以下の条件が設定されている<sup>13)</sup>。

- (1) 社会教育法第9条の4に規定する社会教育主事の資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者

(3) 学校の状況により、(1) (2) の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。

- ①地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者  
②学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

一般的に、学校における地域との連携に関する連絡調整は教頭が担当していることがしばしば見られるが、ここでは明確に、社会教育主事有資格者かつ校長・教頭ではない者が基本的に地域連携を担当することが示されている。また、逆説的ではあるが、社会教育主事有資格者は「地域と関わる教育活動に積極的な取り組み」「学校と地域との連携においての優れた実践力」「学校と地域との連携の重要性の十分な理解」「地域連携業務を推進する意欲」を資質として持つ者であるということができるだろう。

具体的な職務としては、学校と地域の連携に関して、その取り組みの総合調整・連絡調整・情報収集・充実化が職務として挙げられているが、さらに詳しく述べれば以下のようない内容<sup>14)</sup>である。

(1) 学校と地域が連携した取組の総合調整に関するここと（プランナー・企画者）

年間活動計画など、地域連携に関する計画の作成及び見直しや地域連携に関する校内研修の企画・運営等を行う。

(2) 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関するここと（コーディネーター・調整者）

地域連携に関する活動で、教育事務所や市町教育委員会、各種団体、ボランティア・地域コーディネーターなどの連絡調整や、地域連携に関する学校及び地域の情報収集、研修会への参加と校内での報告などといった発信を行う。

(3) 学校と地域が連携した取組の充実に関するここと（アドバイザー・助言者）

担当教科や校務分掌などに応じ、地域連携に関する活動実践をしたり、教職員による地域連携に関する教育活動の支援を行ったり、あるいは計画や活動を評価し、次年度以降への活用を行ったりする。

いずれの職務も社会教育主事としての資質や能力と軌を一にするものであり、その力量が十分に発揮されることが期待されているといえるだ

ろう。

## 2) 導入の背景

この制度が導入された背景には、前述のようにやはり社会教育主事有資格者の活用がある。栃木県では1984（昭和59）年より、学校における社会教育主事有資格者の計画的養成（1校1名配置計画）を図るために教員を県費で講習に派遣しており<sup>15)</sup>、宇都宮大学及び茨城大学<sup>16)</sup>における社会教育主事講習には例年多くの教員が受講している。受講者数の推移は表1の通りであり、ほとんどの年度で8割以上を教員が占めている。

＜表1＞宇都宮大学および茨城大学の社会教育主事講習受講者数<sup>17)</sup>

年度	総数※			実施機関	
	教員	行政	教員比率		
1998 (H10)	121	93	28	76.9%	宇都宮大学
1999 (H11)	119	105	14	88.2%	宇都宮大学
2000 (H12)	120	97	23	80.8%	茨城大学
2001 (H13)	120	98	22	81.7%	茨城大学
2002 (H14)	122	96	26	78.7%	宇都宮大学
2003 (H15)	121	99	22	81.8%	宇都宮大学
2004 (H16)	116	106	10	91.4%	茨城大学
2005 (H17)	112	106	6	94.6%	茨城大学
2006 (H18)	106	97	9	91.5%	宇都宮大学
2007 (H19)	102	92	10	90.2%	宇都宮大学
2008 (H20)	53	49	4	92.5%	茨城大学
2009 (H21)	48	42	6	87.5%	茨城大学
2010 (H22)	102	82	20	80.4%	宇都宮大学
2011 (H23)	101	84	17	83.2%	宇都宮大学
2012 (H24)	49	42	7	85.7%	茨城大学
2013 (H25)	45	42	3	93.3%	茨城大学
2014 (H26)	122	84	22	68.9%	宇都宮大学

2015 (H27)	115	97	18	84.3%	宇都宮 大学
2016 (H28)	71	61	10	85.9%	茨城 大学
2017 (H29)	65	61	4	93.8%	茨城 大学
2018 (H30)	115	103	12	89.6%	宇都宮 大学
2019 (R1)	111	103	8	92.8%	宇都宮 大学
2020 (R2)	中止				茨城 大学

※栃木県および茨城県からの受講者の総数

また、宇都宮大学で行った直近2年間(2018(平成30)年度・2019(令和元)年度)の受講者の内訳は表2の通りである。

<表2>受講者の内訳<sup>18)</sup>

2018(平成30)年度

	受講者数		
	教員	行政職員	
全体	115 103 (小59・中37・義務1・ 高2・特支4)	12	
栃木県	87 76 (小47・中24・義務1・ 高2・特支2)	11	
茨城県	28 27 (小12・中13・特支2)	1	

2019(令和元)年度

	受講者数		
	教員	行政職員	
全体	111 103 (小62・中31・高3・ 特支7)	8	
栃木県	82 76 (小47・中22・高2・ 特支5)	6	
茨城県	29 27 (小15・中9・高1・特 支2)	2	

ここで、現在と同じ自治体数(25自治体)となった2015(平成27)年以降の栃木県の市町における社会教育主事の人数を表3に示す。

表1・2より、少なくとも宇都宮大学における講習では例年100名を超える受講者がおり、そのうちの約7割以上が栃木県からの受講者であることに比べ、表3からわかるように社会教育主事として発令を受けた者はかなり少ないとこ

とがうかがえる。もちろん、これは栃木県だけの問題ではなく全国的な傾向である<sup>19)</sup>。

<表3>栃木県内市町社会教育主事数<sup>20)</sup>

年	専任	兼任	計	社会教育主事の発令がない自治体数
2015 (H27)	18	12	30	5
2016 (H28)	16	17	33	7
2017 (H29)	19	16	35	5
2018 (H30)	18	13	31	5
2019 (R1)	11	21	32	4

このように、有資格者をどのように活用していくかは重要な課題となっており、学校がその活躍の場として模索されていった。そのためには単に「学校に地域との連携に関する力量のある先生がいる」というだけではなく、学校における条件整備も必要とされていたのであった。栃木県総合教育センターと宇都宮大学生涯学習教育研究センターによる調査では、有資格者が学校で活躍するために整備すべき条件について、県内の公立の小中高特支の教員のうち社会教育主事有資格者及び県市町の行政機関等に勤務する教員籍の職員を対象として2006(平成18)年と2011(平成23)年に尋ねている。その結果は表4の通りである。

<表4>有資格者が学校で活躍するために整備すべき条件<sup>21)</sup>

条件	2006 (H18) n=705	2011 (H23) n=886
生涯学習主任等、社会教育有資格者を生かす校務分掌を整備する	43.5%	<b>51.9%</b>
管理職をはじめとする、職員全体が生涯学習社会の構築に関する意識を高める	40.7%	44.6%
社会教育主事有資格者を発令や任命を通じて職務上の位置づけを明確にする※1		<b>49.4%</b>
社会教育主事有資格者と地域の社会教育担当者の懇談(交流)会等を組織する※2	29.5%	30.7%

社会教育主事有資格者の活動事例集やハンドブックを作成する	34.0%	26.5%
総合教育センターや教育事務所の研修や相談の機会を増やす ※3	20.7%	15.9%
地区小中教研や高教研に社会教育部会等の専門部会を設置する	13.5%	12.0%
その他	3.1%	4.4%

※2006年と2011年の調査において、質問項目が若干異なる。表は2011年の項目に基づくが、2006年と相違がある場合、以下に2006年の項目を示す。

- ※1 「社会教育主事有資格者の職務上の位置づけ（コーディネーター等）を明確にする」
- ※2 「社会教育主事有資格者と地域の社会教育担当者の懇談会を組織する」
- ※3 「教育センターや教育事務所の研修や相談の機会を増やす」

このように、社会教育主事有資格者の教員からは「生涯学習主任等、社会教育有資格者を生かす校務分掌を整備する」「社会教育主事有資格者を発令や任命を通じて職務上の位置づけを明確に

<表5>地域連携に関する事例<sup>23)</sup>

校種	事例
小学校	地域住民のサークル活動団体の作品展示
	ALTによる英会話体験（地域住民対象・ALTはボランティアとして活動）
	公民館と連携した家庭教育学級の開催
	地域の祭りへの参加
	高齢者福祉施設との交流
	地元県立高等学校との交流イベント
	学校支援ボランティアへの積極的な依頼
中学校	地域住民による清掃ボランティア
	学校課題解決を目指した地域連携活動（学習支援・部活動支援・キャリア教育支援など）
	地域の社会教育施設のイベントへの参加
高等学校	地区清掃ボランティア活動
	地域連携（地域と関わる活動）を目的とする部活動の設立
	YMCAと協力したボランティア同好会による活動
	ロータリークラブと連携した活動（留学生の受入・緑化運動・清掃活動・災害学習・募金活動など）
	市立図書館と連携した活動（生徒の作品を図書館に展示・近隣校と一緒にビブリオバトルの開催・図書館のお祭りへの参加など）
	近隣小学校への協力（部活の特性に応じた学習支援活動）
	吹奏楽部による地域イベントでの演奏活動
	学校開放事業（公開講座）
	大学と連携した活動（大学の施設を利用した体験授業）
特別支援学校	地域連携活動をキャリア教育の充実に生かす
	学校から積極的に地域とつながる仕掛けづくり（自治会の会議への参加・地区の行事への参加（敬老会行事への児童生徒引率）・他校の高校生との交流・市教育委員会や地区の公民館との連携）

する」という条件整備が望まれていたことが明らかになった。このことから、「社会教育主事有資格者を単に「有資格者」と呼称していても具体的な発令や任務が明確にならなければ活動する意欲が喚起されない」「有資格教員に何らかの職名を以て発令し、その活動領域を明確に示すことによって、大きな目標が掲げられる」<sup>22)</sup>ということが読み取れる。地域との連携において社会教育主事有資格者の教員が活躍するには、単に有資格者であるということだけではなく、学校内において立場や役割分担が明確に位置づけられていることが必要条件であったといえるのである。

### 3) 活用の実践例

具体的な実践例について、校種によって特徴が分かれる。小学校では地域の人たちに学校に来てもらい、児童（生徒）との交流やイベント等を行うことが比較的多く見られるが、年齢が上がり中学校へと進むにつれて徐々に生徒（児童）の側が地域へと出て行くことが増えるといえる。高等学校では活動範囲が大きくなり、また自主性も一定程度育っているために、地域課題解決型学習や地域と連携したキャリア教育、あるいは社会性の強い取り組みなどが見られる。具体的には表5に示す。

高等学校は所在地近隣のみならず、広範囲から生徒が通学しているため、「地域」を意識した学習プログラムには工夫が必要となる。その高等学校のある地域についての知識を得ることだけが目的ではなく、それぞれの生徒の出身地や居住地など、関連する地域でも同様の手法を用いたり、比較したりすることで、地域に関する学習を深めていくことが期待されているのである。例を挙げるとすれば、栃木県立烏山高等学校では2017(平成29)年から地域課題解決型キャリア教育「烏山学」を実施しており<sup>24)</sup>、共通プログラムとして那須烏山市の「山あげ祭り」への準備段階からの参加、選択プログラムとして県内各大学や市内の企業・NPO・社会福祉協議会などとも連携し、地域の課題解決に関する14のテーマについての講義とフィールドワークを行っている。初年度は1年生のみの必修としていたが、2年目からは1年生だけではなく2年生に対しては「烏山学+（プラス）」として発展的学習を行っている。また、栃木県立馬頭高等学校では2014(平成26)年より独自の地域学である「那珂川学」をスタートさせている<sup>25)</sup>。馬頭高校は普通科と水産科があり、那珂川学は普通科1・2年生の総合的な探究の時間で実施している。ここでは各種フィールドワークや体験、調査結果の発表会などを通じて異世代とのコミュニケーション能力や行動力、実践力を身につけるだけではなく、実際に地元企業への就職につながった生徒もいたという。烏山学も那珂川学も、中心的にコーディネートしているのは地域連携教員であるが、同時に校長・教頭の理解やサポートがあることも重要な点として指摘しておきたい。

#### 4. おわりに

社会教育主事有資格者は地域における相互の学習活動を支え、人と地域をつなげていくことの専門家であるといえるが、その資質・力量が發揮できるような環境は必ずしも揃っていないことも多い。活躍の場を拡大していくためには社会教育に関する調査・研究を丁寧に行っていくだけではなく、その成果や提言等をいかに施策の立案者へと届けていくかを探っていかなければならないだろう。近年では学校との連携において社会教育の知見が必要とされることが増えていること、教員や行政職員以外であっても「社会教育士」と名乗ることによる専門性の明示が可能となったことから、学校や行政の各施策において具体的な役割分担や職務としてそれが発揮できるような環境を整えていくことが必要とされている。

一方で、全ての「教育」が学校教育のみに収斂されてしまうことにも注意を払っていかなければならないだろう。学校との連携においてのみ社会教育が位置づけられてしまうと、学校以外、特に地域における経験も年齢も多様な人々による学びを支援するような環境整備が後退していくこともあり得るといえる。学校における学び、地域における学びを区分けしていくのではなく、どちらも豊かな学びとなるようにしていくことが望まれる。

#### 5. 注

- 1) 廣瀬隆人「学校・家庭・地域の連携と社会教育主事の役割」(日本社会教育学会編『学校・家庭・地域の連携と社会教育』(日本の社会教育第55集)、東洋館出版社、2011)、p76。一方で廣瀬は長澤成次が社会教育法第9条第2項に対して「これは、社会教育主事の職務内容を学校支援に限定しかねないものであり、社会教育の自由を本旨とする社会教育法の原理にそぐわない改正である」(長澤成次「社会教育職員をめぐる法制度論的課題」(日本社会教育学会編『学びあうコミュニティを培う 社会教育が提案する新しい専門職像』東洋館出版社、2009) p122)としたことにも触れ、問題点に関しても注意を払う必要があるとしている。
- 2) 日本社会教育学会社会教育・生涯学習関連職員問題特別委員会「知識基盤社会における社会教育の役割 職員問題特別委員会議論のまとめ」(日本社会教育学会編『学びあうコミュニティを培う 社会教育が提案する新しい専門職像』東洋館出版社、2009)、p13。
- 3) 本稿では詳述しないが、関連する中央教育審議会答申として、学校評議員制度を提言した「今後の地方教育行政の在り方について」(1998(平成10)年)、学校運営協議会設置を提言した「今後の学校の管理運営の在り方について」(2004(平成16)年)、全公立学校への展開の制度的位置づけを示した「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(2015(平成27)年)がある。
- 4) 社会教育主事になるためには、社会教育主事講習または大学等における課程で所定の単位を修め、都道府県や市町村教育委員会から「社会教育主事」として発令されることが必要となる。そこで、発令されていないが所定の単位を修めて社会教育主事としての専門性を身につけている場合をここでは「有資格者」と呼称す

る。

- 5) 中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」2018、p16。なお、答申のタイトルに「社会教育」という語句が使用されたのは、1971（昭和46）年社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」以来、37年ぶりのことであり、「生涯学習」から「社会教育」への転換が図られているとみることもできるだろう。
- 6) 前掲、日本社会教育学会社会教育・生涯学習関連職員問題特別委員会、pp12-13。
- 7) 同前、p13。
- 8) 同前、p25。
- 9) 同前、p15。ここで「コーディネーター」と考えられるのは、社会教育関係職員（公民館主事、青少年施設・女性教育施設・男女共同参画センターなど社会教育関連施設の職員、社会教育指導員など）、地域の教育・自治・文化・福祉に関わる専門職（保健師・看護師、児童館職員、ユースワーカー、社会福祉関係職員など）、指定管理者やNPOの職員、ボランティア団体のコーディネーター、などである（p10）。
- 10) 前掲、中央教育審議会、2018、p16。
- 11) 同前。
- 12) 仙台市では1971（昭和46）年に市立学校に勤務し管理職を含む社会教育主事の有資格教員に対して市教育委員会が任命する「嘱託社会教育主事制度」を発足させた（栃木県総合教育センター、宇都宮大学生涯学習教育研究センター『「社会教育主事有資格者の活動に関する調査研究II』報告書』宇都宮大学生涯学習教育研究センター、2013、p60）。
- 13) 「地域連携教員の設置に関する指針」  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/documents/settisisin.pdf> (2021年1月5日閲覧)
- 14) 栃木県教育委員会『地域連携教員のための手引き書 学校と地域を結ぶ～学校と地域の連携を進めるノウハウ～』栃木県教育委員会、2017、p10。
- 15) 廣瀬隆人「実践力を高める社会教育主事講習の試み 宇都宮大学の取り組み」（『日本社会教育学会紀要』No.44、日本社会教育学会、2008）、p119。
- 16) 宇都宮大学と茨城大学は2年ごとに交代で講習を実施している。なお、2020（令和2）年度は茨城大学が会場となる予定だったが、疫禍により中止となった。
- 17) 社会教育主事講習運営委員会編『社会教育主事講習研究集録』令和元年度、宇都宮大学、2019、p2より筆者作成。
- 18) 平成30年度および令和元年度社会教育主事講習受講者名簿より筆者作成。
- 19) 詳細は文部科学省生涯学習政策局「社会教育に関わる人材の在り方についての資料」、2013 ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/007/siryou/\\_icsFiles/afield\\_file/2013/08/22/1338448\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/007/siryou/_icsFiles/afield_file/2013/08/22/1338448_5.pdf))などを参照。
- 20) 「市町村教育委員会事務局社会教育主管課職員」（栃木県教育委員会事務局生涯学習課編『栃木県社会教育のすがた 生涯学習の新興・社会教育の推進』栃木県教育委員会事務局生涯学習課）平成27年度版～令和元年度版より筆者作成。
- 21) 前掲、栃木県総合教育センター、宇都宮大学生涯学習教育研究センター、pp26-27より筆者作成。
- 22) 同前、p75。この際、「地域連携教諭」等の必要性が提言された。
- 23) 栃木県総合教育センター、北海道教育大学釧路校廣瀬隆人研究室『「地域連携教員の実態に関する調査研究」報告書』平成27年度、栃木県総合教育センター、2016、pp25-26より筆者作成。
- 24) 栃木県立烏山高等学校『地域課題解決型キャリア教育「烏山学」実施報告書』平成29年度、栃木県立烏山高校地域連携係、2018、および同平成30年度、2019。
- 25) 栃木県立馬頭高等学校ウェブサイト  
[http://www.tochigi-edu.ed.jp/bato/nc2/?page\\_id=121](http://www.tochigi-edu.ed.jp/bato/nc2/?page_id=121) (2020年1月8日閲覧)。